○大分市インターンシップ実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大分市(以下「市」という。)が大学、短大、高校等(以下「大学等」という。)からの要請によるインターンシップ実習生(以下「実習生」という。)の受入れについて、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 市は、学生及び生徒(以下「学生等」という。)等に職業意識向上のための就業体験の機会を提供するとともに、行政に対する理解を深め、市政に対して学生等の意見を反映させることを目的として実習を実施するものとする。

(実習生受入の手続)

- 第3条 実習の申込み及び決定手続は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 大学等は、市において学生等の実習を希望する場合は、市長に対して実習の申込みを行うものとする。
 - (2) 市長は、大学等から実習の申込みがあったときは、次の事項に該当する場合に 実習生の受入れを決定するものとする。
 - ア 実習の目的、内容等が市での実習に際し適当と認められるものであること。 イ 受入の所属の所属長(以下「受入所属長」という。)と事前に協議し、受入 可能な所属があること。
 - ウ実習の受入れに際し、市の業務に支障がないこと。
 - (3) 市長は、受入決定をした場合は、大学等へ受入決定を通知し、市と大学等とにおいて協定を締結するものとする。

(実習の期間)

第4条 実習の期間は、市と大学等とが協議し決定するものとする。

(実習内容)

第5条 受入所属長は、実習生の実習内容について、人事課長と協議のうえ決定するものとする。

(実習生の身分及び報酬等)

- 第6条 市は、実習生に対し、市の職員としての身分を付与しないものとする。
- 2 市は、実習生に対し、実習に係る報酬、手当、費用弁償等は支給しないものとする。

(実習時間)

第7条 実習生の実習時間については、大分市の休日を定める条例(平成元年大分市条例

第13号)第1条に規定する市の休日を除き、午前8時30分から午後5時15分までを基本とする。

(実習中の事故責任)

第8条 実習生は、実習期間中の事故に備え傷害保険に加入し、実習中の事故に際しては、 自らの責任において対応するものとする。

(実習生の服務)

- 第9条 実習生は実習に際し、次の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 実習生は、市の信用を傷つけ、又は不名誉となるような行為をしてはならない。
 - (2) 実習生は、実習中に知り得た秘密を漏らしてはならない。実習終了後も同様とする。
 - (3) 実習生は、受入所属長の指示に従わなければならない。
- 2 実習生が故意又は過失により前項の規定に反する行為をした場合は、直ちに当該実習生の受入れを中止することができるものとする。

(誓約書の提出)

第10条 市長は、実習生から前2条の規定を遵守する旨の誓約書を提出させることができる。

(実習生に対する評価等について)

第11条 実習終了後、受入所属長は、大学等からの求めに応じて実習生に対する評価を行 うものとする。

(受入所属長の責務)

第12条 受入所属長は、実習生を受け入れるにあたり、実習に支障がないよう執務環境を 整えるとともに、実習効果の向上に努めるものとする。

附則

この要綱は、平成15年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。